

○原動機を用いる乳母車に係る警察署長の確認に関する事務処理要領の制定について（通達）

令和元年 1 1 月 2 9 日

福岡県警察本部内訓第 3 3 号

本部長

この度、原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認に関する事務処理要領を下記のとおり制定し、1 2 月 1 日から施行することとしたので、その運用に誤りのないようにされたい。

記

1 趣旨

この内訓は、道路交通法施行規則（昭和 3 5 年総理府令第 6 0 号）第 1 条第 2 項第 1 号の規定により原動機を用いる乳母車（以下「乳母車」という。）について警察署長が行う確認（以下「確認」という。）に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

この内訓に関する事務の取扱いについては、福岡県道路交通法施行細則（昭和 4 7 年福岡県公安委員会規則第 7 号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、この内訓の定めるところによる。

3 確認の手続

（1） 警察署長は、乳母車の利用者から確認申請書（乳母車）（細則様式第 1 号。以下「確認申請書」という。）により申請を受けたときは、当該申請に係る利用者が当該申請に係る乳母車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法（以下「特定の通行方法」という。）により通行させることが、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次に掲げる書類を提出させ、当該書類の書面審査により確認するものとする。ただし、当該書類のみでは判断できないときは、当該書面審査並びに当該申請に係る乳母車及び特定の通行方法についての実地調査により確認するものとする。

ア 当該申請に係る乳母車を製作し、又は販売する者の作成に係る当該乳母車の車体の大きさ（長さ、幅及び高さをいう。）を証する書面

イ 当該申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類

（2） 確認証の交付

警察署長は、（1）の規定による確認を行ったときは、確認証（乳母車）（細則様式第 1 号の 2。以下「確認証」という。）を作成の上、（1）の申請をした者に交付するものとする。

る。

4 確認証の記載事項の変更届出等

警察署長は、細則第1条の3第1項又は第2項の規定により、乳母車の利用者から確認証の記載事項の変更届出又は再交付の申請を受けたときは、速やかに、必要な調査を行った後、確認証を新たに作成の上、交付するものとする。

5 報告

(1) 警察署長は、次に掲げるときは、その都度交通部交通企画課長を経由の上、交通部長に報告しなければならない。

ア 確認証の交付（記載事項の変更届出及び再交付の申請に係る交付を含む。）をしたとき。

イ 確認証の返納を受理したとき。

ウ 乳母車の利用者が当事者となる交通事故等の特異事案が発生したとき。

(2) 交通部交通企画課長は、(1)の規定による報告の経由に係る事務を行ったときは、確認証の交付等の状況を明らかにするため、確認証交付等管理簿（別記様式）を作成しなければならない。

6 関係書類の保存

交通部交通企画課に備え付ける簿冊名、編集する書類及び保存期間は、次表のとおりとする。

簿冊名	編集する書類	保存期間
確認証交付等管理簿（乳母車）	確認証交付等管理簿	長期